

水俣病問題の早期解決を求める決議

国と熊本県の行政責任を問われた平成16年10月の水俣病関西訴訟最高裁判決から、既に3年が経過している。また、水俣病は公式に確認されてから50年以上が経過している。

しかしながら、未だ多くの方々が、メチル水銀による被害に苦しみ、救済を求めている。被害者の中には高齢の方々も多く、早期救済を願いながらも亡くなっていく方も数多くいる。こうした被害者の方々のために、現在、与党水俣病問題に関するプロジェクトチームを中心として、政治による早期の解決に向け御尽力をいただいている。

水俣病は、国の産業振興政策により、国民の生活水準が向上していく中で発生・拡大し、自然環境の破壊のみならず、多くの方々の健康に甚大な被害を与え、尊い生命までも奪ってきた。こうしたことから、公害の原点と言われる水俣病は、単に被害にみまわれた熊本・鹿児島両県の特定地域の問題ではなく、国全体の問題、あるいは広く国民的な問題として解決が図られるべきである。

世界的に環境対策が必要とされる中で、水俣病問題の解決なくしては、我が国として、環境問題の重要性を世界に発信していくことはできない。

そこで、九州地方知事会は、現在、国において与党水俣病問題に関するプロジェクトチームが政治解決の道を拓くべく真摯に御議論いただいていることに敬意を表し、水俣病問題の早期解決に向けて、新たな救済策の実現を強く要望するものである。

以上、決議する。

平成19年10月

九州地方知事会